

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小美玉市長 島田 幸三

市町村名 (市町村コード)	小美玉市 (236)
地域名 (地域内農業集落名)	白河地区 (世楽、佐才、上吉影、下吉影、飯前、上合、百里)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年6月11日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

個人農家での営農が厳しく、後継者のいない地域における農地の集積・集約化と受け手の確保が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

ニラなどの野菜や養鶏を主要品目としつつ、地域をゾーニングし、地域ごとの田畑を集積・集約化を図る。6次産業化等により付加価値向上を図ることで農畜産物のブランド化を進め、高収益な農業を実現する。また、6次産業化の相談体制を整備する。  
スマート農業などの先端技術導入を支援し、作業効率化や経営の合理化を進めることで、ワークライフバランスを充実させる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,113.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,113.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
土地の情報(形、面積、所有者)の見える化や、貸し手・借り手が協議により調整し、地域をゾーニングして地域ごとの田畑を集積・集約化することで、作業の低コスト化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理機構を活用し未利用地の見える化や中間管理機構の役割を周知し、また、申請を簡素化し利用を促進することで、集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
大区画や作物を考慮し、大型機械が通れる農道整備や側溝など隣接環境の整備、さらには、低地対策など、地域の実情に応じた整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農希望者等のワンストップ相談窓口を設置し、各種支援機関との連携を強化することで、大規模な経営者だけでなく、多様な農業従事者を支援する。 また、JAと連携し多様な経営体を確保・育成の流れを創るとともに、地域で委託できる組織や若い人たちによる農業法人の立ち上げを検討し、新規就農者の研修が受け入れられる体制を整える。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
委託を受けたい人と依頼する人の情報をネット化するなど、作業内容に応じて活用できる人材バンクの設置や作業委託を活用しやすい仕組みづくりを進め、短期の農作業を派遣できる体制を構築する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵等を設置し被害防止を図るとともに、捕獲隊等と連携し駆除を進める。  
③先進技術の導入を支援し、スマート農業を進めることで、時代にあった技術でワークライフバランスを改善する。